申 請 書 類 一 覧 表(建設工事)

番号	申 請 書 類	内 容			*注意1 法人	*注意1 個人
1	明石市競争入札等参加資格審査申請書受付票	［様式　工事１］			○	○
2	明石市入札参加資格審査申請書	［様式　工事２－１、－２］			○	○
3	登記簿謄本 *注意２	商業登記簿			○	×
	住民票 *注意２	代表者住民票			×	○
4	納税証明書 *注意２・３	国税	法人税	納税証明書その３の２(個人)又はその３の３(法人)を税務署で ※税額の証明ではない	○	×
			申告所得税		×	○
			消費税及び地方消費税		○	○
		市税	明石市税完納証明書を市民税課で ［様式　工事５］ **（市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任しているとき）※次頁工事５参照**		△	△
5	建設業許可通知書又は許可証明書	通知書･･･申請時に有効であるもの（更新中の場合、それを証するもの） 証明書･･･欄外の２に留意すること。			○	○
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 **（A4サイズで提出）** ※参加有効期限開始予定日において有効なもの	国土交通大臣又は都道府県知事発行の通知書の写し			○	○
7	事業所確認書	［様式　工事３－１］（市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任しているとき）			△	△
8	監理･主任技術者名簿	［様式　工事３－２］ 市内業者（市内に本店を有する者）のみ			▲	▲
9	建設業許可申請の写し	当該受任者の支店、営業所等が建設業法第３条の営業所であることがわかる書類であること。			**受任者を置く場合**	
10	誓約書	［様式　工事４］			○	○
11	返信用封筒 （84円/94円切手貼付）	会社住所、会社名を記入し、84円 **（新規登録は94円）** 切手を貼付した「長３封筒」（定形で郵送できる返信用封筒）			○	○

（注意）

1　○･･･提出を必要とするもの。
　△･･･市内業者・準市内業者のみ提出を必要とするもの。
　▲･･･市内業者のみ提出を必要とするもの。
　×･･･提出を必要としないもの。

2　**各証明書は、市の申請書受付日の属する月の前月の１日以降に発行されたものに限ります。**
（複写機による鮮明な写しをもって代用可、登記簿謄本については両面コピー可）

（その他）

・　代金支払等に使用する振込口座を登録･変更･廃止する場合には、別途債権者登録申請書を会計室宛てに申請してください。また、水道局の代金等支払については、口座振込登録申請書を水道局経営係宛てに申請してください。

【明石市税の完納証明書についてのお願い】

※ 明石市内に本店を有する場合（市内業者）、もしくは明石市内の支店等に権限を委任している場合（準市内業者）に必要です。

1　証明の申請に必要なもの

・ 完納証明書交付申請書 （(1)注意事項①参照）
・ 窓口に来られる方（申請者）の本人確認書類（運転免許証等）（(1)注意事項②参照）
・ 代理人による申請の場合は、委任状 （(1)注意事項③参照）
・ 申請日までの**1か月以内**に市税を納めた場合、領収日付印の押印された領収証書等の原本（(1)注意事項④参照）
・ 手数料 1件300円

(1) 注意事項

① 完納証明書交付申請書について ※・様式工事5（工事15）の記載例を参照してください。
・様式工事５ （工事14） 完納証明書交付申請書を使用して申請してください。
・法人の場合は、法人代表者印を押印してください。

② 法人代表者が申請される場合は、法人代表者であることがわかる書類(登記事項証明書、名刺など)も必要です

③ 委任状について ※様式工事5（工事15）の記載例を参照してください。
次の場合は、委任状が必要です。
・法人の証明を代表者以外が申請する場合
※会社（本社・本店）の所在地、名称、代表者名及び法人代表者印を押印してください。
・個人の証明を本人または市内居住で同一世帯員の親族以外が申請する場合

④ 納付の確認について
・口座振替の場合は、引落しになった旨が記載されている通帳を持参してください。
・納付の確認ができない場合、完納証明書は発行できません。

⑤ 本店又は支店等のどちらの証明が必要か分からない場合は、事前に財務室契約担当へお問い合わせください。

2　受付窓口について

受付窓口	受付時間	
市役所市民税課 （西庁舎1階 ③番窓口）	平日 8時55分～17時40分	※各関係課へ確認作業を伴う場合がありますので、17時15分までにお手続きをお願いいたします。
あかし総合窓口	平日 9時00分～17時40分	
大久保、魚住、二見の各市民センター	平日 8時55分～17時15分	
西明石サービスコーナー		